

# 竜ヶ崎 重要なお知らせ

**ID・パスワードを取得して、ラクラク申告!**  
 平成31年1月から、e-Tax利用手続が簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけでe-Taxで確定申告ができるようになります。

## ID・パスワードがあればこんなに便利!

### メリット

マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでなくても、ご自宅などからパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができる! (※1)

ご自宅などで申告をするから税務署に、  
**「行かず、並ばず、時間をかけず。」**  
 が可能になります。

### 発行について

ID・パスワードは、お近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、ぜひ取得してください(※2)。  
 また、税務署は年明けから混み合いますので、12月ごろまでにID・パスワードの取得をお願いします。

- ※1 マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。
- ※2 ID・パスワード取得の際は、運転免許証(写しでも可)などの本人確認書類をお持ちください。

## そのチラシ…信用できる!? —実際にあった事例紹介—

**Case 1**  
 高齢の母親が不用品の処分をしようと思って、投げ込みチラシの業者に電話すると「3万円の不用品の引き取りを行う」とのことだったので来てもらった。  
 不用品類をトラックに積み込んだあとに、30万円請求されて驚愕したが、ひとりで怖かったので仕方なく支払ってしまった…。

**Case 2**  
 チラシを見て、廃品回収を業者に依頼した。チラシには「回収代金は8万円」と書いてあったが、実際には47万円を請求された。  
 納得できなかったが、トラックへの積込料等の手数料をさらに請求されるのではと思ったので回収代金を支払ってしまった…。

参考：(独)国民生活センター、消費者庁のホームページ

年末になると、廃品回収のチラシが入ってきたり、訪問販売の廃品回収トラックが回ってきたりすることが増え、それに伴って、代金支払いのトラブルも多くなります。  
 投げ込みチラシを見て業者に廃品回収を依頼する場合、**チラシに記載された金額で契約できるとは限りません。**  
 また、大量の品物がある場合は、一旦トラックに積み込んだあとに、突然高額な代金を請求される場合もあります。依頼する前に、必ず複数の業者に問い合わせ、作業時は家族や周りの人たちに立ち合ってもらおうようにしましょう。

## 消費生活相談だより

訪問販売の廃品回収トラブルにご注意

おかしいと思われたらご相談ください!

- 相談窓口 問い合わせ先**
- ① 役場経済課 消費生活相談窓口 毎週水曜日 午前10時～午後5時(正午～午後1時の時間を除く)  
 ☎68-2211 (内線326)  
 消費生活相談員がお電話または、直接ご相談をお受けします。
  - ② 水曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時(日曜日は電話のみ)  
 ☎029-225-6445
  - ③ 土曜日と祝日は、188(いややの消費者ホットラインで国民生活センターへ)  
 なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

## 配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

### 配偶者控除

合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(※)
1,000万円以上	—	—
950万円～1,000万円	13万円	16万円
900万円～950万円	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。  
 また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、左表のとおりとなります。  
 ※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、**12月31日現在の年齢が70歳以上の者**をいいます。

### 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。  
 なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

**問い合わせ先** 役場税務課 町民税係 ☎68-2211 (内線262・265)  
 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303 (自動音声案内)

## 商工会だより

## 介護休業制度のお知らせ

仕事と介護を両立するための制度は、「**介護休業**」だけではありません。「育児・介護休業法」では、仕事と介護を両立していくために利用できる、さまざまな制度を定めています。  
 ここでは、いくつかの制度をご紹介します。

- ① 「**介護休業**」…計3回を上限として対象家族1人につき、通算93日まで、分割休業が取得できる制度。
- ② 「**介護休暇**」…1年度に5日を限度として取得できる制度。(介護の必要な対象家族が2人以上の場合、10日)
- ③ 「**所定外労働の制限**」…残業が免除となる制度。
- ④ 「**時間外労働の制限**」…時間外労働を1カ月24時間、1年150時間までとすることができる制度。
- ⑤ 「**深夜業の制限**」…午後10時～午前5時までの深夜勤務が免除となる制度。
- ⑥ 「**介護のための所定労働時間の短縮等の措置**」  
 対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以上の期間の利用が可能な制度。  
 ※各制度とも、就業規則への規定整備が必要です。

**問い合わせ先** 茨城労働局雇用環境・均等室  
 ☎029-277-8295

### 源泉税個別指導を実施

利根町商工会では、1月に自計の会員を対象に個別指導を行います。  
 詳しくは、利根町商工会までお問い合わせください。  
**問い合わせ先** 利根町商工会 ☎68-7417



### 利根町商工会活動報告 in 地場産フェス!

11月3日(土)、利根町地場産業フェスティバルに青年部、女性部、同友会、精工組合がそれぞれ出店しました。当日は多くの来店客で賑わい、各ブースとも盛況のうちに終了することができました。ありがとうございました。



## 自然災害を生き抜くためにも 地域との連携を強化しましょう

～地元の自治会や町会などへの加入について～

近年、連続して発生している台風や大雨などの自然災害による被害は、年々甚大となってきています。日ごろから災害グッズを準備したり、緊急時の連絡方法について、家族と相談しているご家庭も増えてきていると思います。  
 ですが、大きな災害が起き、家屋が倒壊し生き埋めや閉じ込められた際、家族のみの力での救助には、限界があります。もちろん大災害が発生した場合は、自衛隊や救助隊

などの出動がよくニュースで聞かれますが、実際に「自衛隊や救助隊に命を救われた」方は、全体のほんの数パーセントなのです。  
 ほとんどの方が、  
**「自助」**(自分の命は自分で守ること。)  
**「共助」**(近隣・地域による助け合い。)  
 によって命を救われているのです。  
 このような結果から、日ごろから周りの方々と連携を強化するためにも、地域の自治会や町会などへ加入し、いざという時の為に「絆」を深めておきましょう。



**問い合わせ先** 利根町区長会事務局(役場総務課内) ☎68-2211 (内線503)